平成２１年（フ）第２３８号
栃木県佐野市葛生西１丁目11番10号
債務者　横地　　章
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前９時50分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１５９１号
東京都新宿区中落合３―24―13　アクサス中落合1002、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市並木１丁目６番９―302号　ｚｃｏ並木ビルｚｅｒｏ
破産者　中島　　樹
1　決定年月日　平成22年１月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第４２１号
千葉県我孫子市天王台４丁目３番17―405号コーポラスオネスト、住民票上の住所千葉県我孫子市中峠1118番地
破産者　海老原浩**德**
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７０６号
東京都中央区勝どき６丁目３－２―521、開始決定時の住所東京都渋谷区広尾４丁目１―13―406
破産者　堀池　秀人
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（フ）第４３８号
北九州市小倉北区田町３番12号
破産者　合資会社小松商店
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第５９５号
宮崎市大塚町流合5080番地１
破産者　株式会社カマタ
1　決定年月日　平成22年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第５７５号
宮崎市江南３丁目３―10
破産者　長友　光江
1　決定年月日　平成22年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第７４３号
宮崎郡清武町大字今泉甲3632番地13、開始決定時の住所宮崎市青島４丁目４番13―１号
破産者　時盛光一郎
1　決定年月日　平成22年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２４９号
宮崎県延岡市古川町49番地４
破産者　濵﨑　誠一
1　決定年月日　平成22年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１３８１号
仙台市青葉区片平１丁目３番37―501号
破産者　末永　友江（旧姓加藤）
1　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
2　一般調査期日　平成22年２月16日午後２時
平成22年１月４日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２０年（フ）第１９０２０号
群馬県高崎市和田町２番３号
破産者　井上工業株式会社
特別調査期日　平成22年２月３日午後１時30分
平成21年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第３９０号
鹿児島県日置市東市来町長里392番地１
破産者　梅木　義行
特別調査期間　平成22年１月25日から平成22年１月29日まで
平成22年１月４日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第５２３号
愛知県岡崎市宇頭町字向山２番地２
破産者　有限会社サークルエイト
1　期日　平成22年２月22日午後４時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年１月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第３０１７号
東京都新宿区西新宿１丁目19番６号
破産者　株式会社トライパス
1　期日　平成22年１月27日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第５２１１号
大阪府枚方市田宮本町８番６号
破産者　郡山　　妙
異議申述期間　平成22年３月１日まで
平成22年１月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１４号
大阪府吹田市山田北15番１―403号
破産者　重永　弘美
異議申述期間　平成22年３月１日まで
平成22年１月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１３号
大阪府豊中市庄本町３丁目１番24―502号
破産者　山下　繁夫
異議申述期間　平成22年３月１日まで
平成22年１月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５２号
大阪府寝屋川市中木田町26番２号
破産者　加村ヨシ子
異議申述期間　平成22年３月１日まで
平成22年１月４日
大阪地方裁判所第６民事部